**高知土木事務所が所管する県道における車両出入口の設置基準について**

令和７年2月3日

高知土木事務所道路管理課

**１．はじめに**

　歩道は、利用者である歩行者等を安全かつ円滑に歩行させることを最優先として設置されたものである。また、歩道と車道及び歩道と民地との境等に設置される道路縁石や防護柵等（以下「道路附属物」という。）

は、歩行者等を車両から守ることを主な役割としている。

　道路管理者以外の者において、所有地（民地）に車庫、その他車両を駐車する場所があり（設置予定のものを含む）、車道への出入口を確保するため、道路の改築や道路附属物の新設等の工事を行う必要が生じた場合、道路法第24条に基づき、道路管理者の承認が必要になる。

本基準は、車両出入口が歩道設置の目的や道路附属物の役割に沿い、安全かつ適正なものとなること、また、道路管理者である高知土木事務所長（以下「高知土木」という。）が行う審査や承認の判断基準が、具体的かつ公明なものとなることを目的に定めるものである。

**２．車両出入口の設置工事にあたって**

　高知県における車両出入口の設置基準については「車両出入口の設置基準（高知県土木部道路課策定）」（以下「高知県設置基準」という。）」のとおりだが、これは高知県全体での基本の考え方を示したものであり、地域の特性や現場状況等に応じた具体的な運用は、各道路管理者の判断に任されているところである。

　ついては、高知土木（担当課：道路管理課）における「車両出入口の設置基準」については次条のとおりとするので、道路法第24条に基づき車両出入口の設置工事の申請をされる場合は、当基準に基づき工事施工計画を立てること。

ただし、当基準も基本の考え方を示したものであり、現場状況等に応じて個々に判断した結果、不承認となる場合があること、また、現場状況が同じであっても過去の制度や基準等に基づいて施工された事例とは判断が異なる場合があることをご承知いただきたい。

**３．高知土木における車両出入口の設置基準**

**（１）基本的な考え方**

民地からの車両出入口等を設置するために、道路法第24条に基づく道路工事（以下「承認工事」という。）を行おうとする者から承認申請が提出された場合には、その承認工事が各種法令や設置基準等に適合するかどうかを審査するとともに、真にやむを得ない理由によるものかどうか等の必要性や合理性、道路の構造や交通に及ぼす影響等についても考慮して、承認を行うか否かを判断する。

**（２）設置基準**

　　高知県設置基準に加えて、下記についても適合していること。

①　設置箇所は、車両乗入れの対象となる施設（１敷地）につき、原則１箇所とする。

②　原則、設置が認められない場所として、高知県設置基準の「三」に下記の項目を加える。

・自転車横断帯のなか

・横断歩道又は自転車横断帯の側端から前後５ｍ以内の部分

・隣接する車両出入口に連続する部分

（住宅地では、隣接する既存の車両出入口までの距離は原則60cm以上（縁石ブロック１個分

以上）とする。必要な距離が確保できない場合は、視線誘導票を設置する等、運転者の視認性

を高めるものとする。）

　　　　　・その他、防災上並びに道路管理上、著しく支障があると認められる部分

**（３）承認条件**

　　施工にあたっては、関係法令等及び「道路工事施工承認に関する条件書（以下「条件書」という。）」に

加えて、下記の条件を遵守すること。

　　　①　車両出入口を２箇所設置する場合は、高知県設置基準「二（１）（ロ）」に基づき判断する。この「車両の出入りが頻繁であること」「道路の交通量等現地の状況により１箇所では困難をきたす場合」の基準については具体的な指針がないため、必要に応じて、客観的な調査データ等の資料を提出すること。

　　　②　既存の車両出入口を活用した承認工事を行う場合は、現在の高知県設置基準及び本基準に基づく構造にすること。

【例】

・既存で２箇所あるうち１箇所を拡幅する工事であれば、車両出入口の数や幅を増やすことは

原則認められないため、必要に応じてもう一方の車両出入口は縁石を設置する等の処置をする

こと。

・一見車両出入り口に見えても、実際には境界ブロックや舗装構成が車両通行を想定していな

い構造の場合がある。その場合は、車両出入口として適合するように施工すること。

　　　③　車両出入口を設置、変更（移設、拡幅等）することにより歩行者の通行の安全性が阻害されると判断された場合は、必要に応じて道路附属物やポールコーンを設置する等の処置をすること。

④　設置後の現場状況によっては、歩行者の通行の安全性確保の観点から、高知県設置基準「四

（２）」に基づき、高知土木が道路附属物を設置する場合があることを理解したうえで承認工事を申

請すること。

　　　⑤　車両出入口の舗装は原則、条件書に沿って施工するものとするが、現場状況により、舗装方法の具体的な対応を申請者に求める場合がある。

　　　⑥　施工の際に移転が必要になる電柱の所有者や、施工により車両の出入等に影響が出る隣地の方など、施工にあたり何らかの影響を受ける関係者には事前に説明し、承諾を得ておくこと。

　　　⑦　上記の条件によることができないやむを得ない事情がある場合は、高知土木に事前相談すること。

**（４）申請手続き、施工方法等**

　　「道路法第24条に基づく道路工事施工承認手続きマニュアル」のとおり

**４．その他参考法令、通知等**

　　・歩道の一般的構造に関する基準の改正について

（平成17年２月３日付　国都街第60号外国土交通省　都市・地域整備局長通知）

　　・道路法第24条の承認及び第91条第１項の許可に係る審査基準について

　　　　　（平成６年９月30日付　建設省道政発第49号建設省道路局長通達）

**５．その他**

　高知県設置基準及び本設置基準に記載のない事項については、高知土木と別途協議すること。

車両出入口を設置するために、道路に通路橋や側溝蓋等を設置する必要がある場合は、道路占用物件に該当する場合もあるので、道路管理者の指示に従い、道路占用許可を受けること。